

高等学校等就学支援金制度について

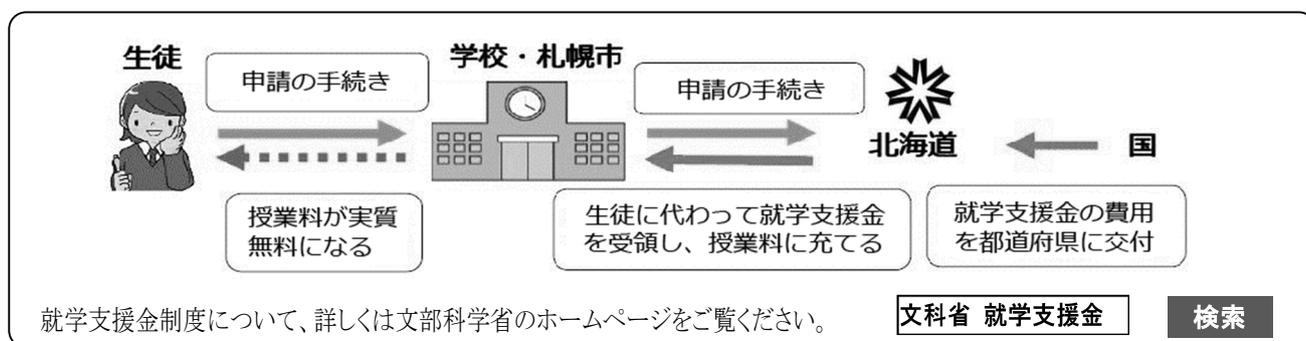
札幌市立高等学校の授業料は、全日制は月額 9,900 円ですが、国の制度である「高等学校等就学支援金」を受ける方は、授業料が実質無料となります。

1 高等学校等就学支援金とは

保護者等の所得が基準額(モデル世帯(※1)で年収の目安 910 万円程度)より少ない方は、札幌市立高校を含む公立高校の場合、授業料相当額が国から給付され、授業料が実質無料となる制度で、8 割以上の生徒がこの制度による給付を受けています。

就学支援金が認定された生徒の授業料は国が負担し、札幌市に直接支払われます。このため、生徒は授業料を納める必要がなくなり、授業料が実質無料となります。

(※1)「モデル世帯」とは、両親のうちどちらか一方が働き、高校生 1 人、中学生 1 人の子供がいる 4 人世帯の場合です。家族の人数や年齢、働いている方の人数などによって、目安となる年収の金額は異なります。



2 受給資格

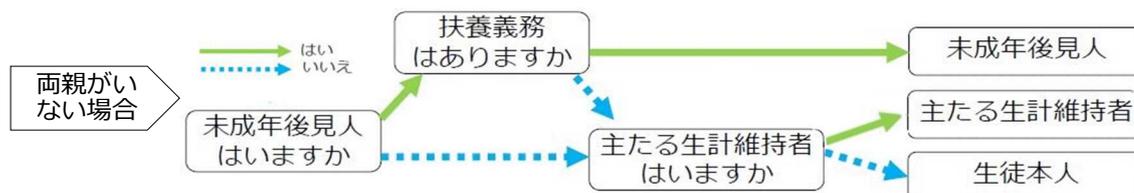
日本国内に住所を有する方で、次の要件をすべて満たす方が就学支援金を受けることができます。

- (1) 保護者等(※2・3)の市町村民税の「★課税標準額×6%－調整控除の額※」の合計が **304,200 円未満**
※政令指定都市の場合は調整控除の額×3/4
- (2) 高等学校等を卒業または修了していない
- (3) 高等学校等に在学した期間が通算で 36 か月(※4)を超えていない

★「課税標準額」と「調整控除の額」は、マイナポータルで確認していただくか、市税事務所で発行される課税証明書で確認できます。

(※2) 保護者等は原則として両親(離婚や死別により親権者が 1 人の場合はその 1 人)ですが、DV や失踪などで生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難な方や、継父・継母の場合で生徒と養子縁組を行っていない方は保護者等に含めません。

(※3) 両親ともいない場合、次の方を保護者等とします。



(※4) 合計が 304,200 円以上なった場合は、就学支援金ではなく、臨時支援金の対象となります。

(※5) 定時制・通信制の高校に在学した期間は、1 か月を 3/4 か月に換算します。(例: 定時制高校に 20 か月在学した場合、在学期間は $20 \times 3/4 = 15$ か月として計算)

3 認定・支給期間

就学支援金の認定・支給期間は、7月から翌年6月までです。(4～3月ではありません。)

毎年6月頃に所得・住民税の情報が更新されるため、更新後の所得情報で審査を行い、7月以降の就学支援金支給の可否を審査します。(1年生だけは年2回(4月と7月)、2年生以降は年1回(7月)、申請を行うこととなります。)この審査は、支給権者である北海道が行い、原則として、申請者から事前に提出を受けている保護者等のマイナンバーを利用して所得情報の確認を行います。

4 就学支援金オンラインシステム『e-Shien』について

生徒自身がインターネットに接続できるパソコンやスマートフォン等から『e-Shien』にアクセスして、就学支援金の申請、本人・保護者等情報の入力・確認・修正、申請結果の確認などを行うことができます。

『e-Shien』のご利用にはログインIDとパスワードが必要です。入学時に学校から交付された「ログインID通知書」に記載のIDとパスワードを使用してください。通知書の紛失などによりIDとパスワードが分からない方は、学校へ申し出てください。

『e-Shien』の利用マニュアルは本校HPや文部科学省HPに掲載しておりますので、御確認ください。

高等学校等就学支援金オンラインシステム『e-Shien』 ログインページ

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>

・『e-Shien』の利用にはインターネット環境が必要です

(スマートフォンやタブレット等の携帯端末も利用できます)。

・インターネット環境がない等の事情により『e-Shien』を利用できない方は学校にご相談ください。



5 申請手続きについて

7月以降分の手続きについては、全員 e-Shien での手続き(操作)をお願いしております。お手数おかけしますが、ご協力よろしくお願いします。

年度途中で、家計の急変や、保護者の変更があった場合などは学校事務室まで御連絡ください。

北海道の審査の段階で、マイナンバーを提出しても税額情報が正確に取得できない場合など、所得証明書など追加書類が必要になる場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

税の更正等により所得額が変更となった場合は、更正通知書等を受け取った日の翌日から15日以内に再申請が必要となりますので、すぐに学校事務室まで御連絡ください。

何か御不明な点や御相談がある場合も学校事務室まで御連絡ください。

<お問い合わせ> 市立札幌新川高等学校 事務室 遠藤 (電話)011-761-6111